

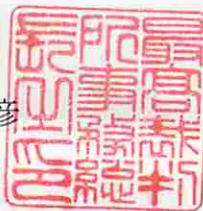
最高裁秘書第2672号

令和元年5月28日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月8日付け（同月10日受付、最高裁秘書第2503号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

昭和46年5月26日付け民一第482号民事局長通知「簡易裁判所の訴訟手続に関する特則の運用について」（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

簡易裁判所の訴訟手続に関する特則の運用について

昭和46年5月26日民一第482号高等裁判所
長官、地方裁判所長あて民事局長通知

簡易裁判所における民事訴訟事件の簡易迅速な処理に資するため、標記について別紙の要領を作成しましたから、執務の参考資料として送付します。

なお、右に関して、次のとおり申し添えます。

一 この要領は、東京簡易裁判所および大森簡易裁判所が試みた標記特則の運用の状況等を参しやすくして作成したものである。

二 この要領に基づく事務の処理については、各庁の実情に応じて適宜工夫を加え、適切な取扱いがされるよう配慮されたい。

三 各簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から通知されたい。

簡易裁判所の訴訟手続に関する特則実施要領

第一 実施の趣旨

簡易裁判所における民事訴訟事件の簡易迅速な処理をはかり、その訴訟手続を国民に利用しやすいものとするため、以下に定めるところにより民事訴訟法第二編第四章に定める特則を活用するものとする。

第二 実施の対象

原則として三十万円以下の金銭の支払を目的とする訴訟事件（手形訴訟事件および小切手訴訟事件を含む。）を対象とする。右の事件の記録の表紙には、特則実施の対象となる事件である旨の表示をする（たとえば「特則」と朱書する。）。

第三 訴えの受理等

一 簡易裁判所に訴えを提起しようとする者が訴え提起の方式について教示を求めた場合は、別紙第一号および第三号から第九号までの様式の訴状によるよう勧奨するものとし、その記載については、各様式ごとに記載例を作成して受付窓口に備え置く等の措置を講じ、当事者の便宜をはかるものとする。

二 当事者が特に口頭による訴えの提起を希望する場合は、口頭による訴えを受け付けるものとする。右の訴えを受け付けた場合は、別紙第二号から第十号までの様式により口頭起訴調書を作成するとともに、被告に送達するために必要な謄本を作成する。

三 前記一および二の方式による訴えの提起が可能であることを地域住民に周知させるため、適宜の措置を講ずる。

第四 期日の指定

一 第一回期日は、できる限り事件を受け付けた日に指定し、これを原告に告知して期日の請書を提出せるものとする。

二 受理から第一回期日までの期間は、できる限り短縮する。

三 審理は、集中継続して行なうものとする。

第五 期日の呼出し

一 呼出しへは、被告に対する第一回期日の呼出しを除き、原則として簡易呼出しの方法によるものとする。

二 簡易呼出しをした場合は、その日時方法等を適宜記録にとどめる。

第六 書面による準備の省略

一 期日における主張および証拠の申出は、原則として口頭でさせるものとする。

二 主張および証拠の申出が口頭でされた場合は、次の取扱いによるものとする。

1 主張については、その要旨を口頭弁論調書に簡潔に記載する。

2 証拠の申出については、証人等目録等に適宜記載する。

第七 証人調書等の省略

一 証人調書は、当事者に異議のある場合を除き、原則として省略するものとする。期日に出頭しない当事者について、異議権を放棄したものとして取り扱うものとする。

二 証人調書を省略した場合は、その旨を証人等目録の備考欄に記載し、書記官が認印する。宣誓書は、証人等目録の末尾に縫綴し、宣誓をさせなかつた場合は、その旨を同目録の備考欄に記載する。

三 本人尋問および鑑定人尋問についても、証人尋問の例に準じてその調書を省略するものとする。

第八 書面尋問

書面尋問によることが相当と認められる場合は、書面尋問の方法を試みるものとする。

第九 判決書の簡略化

判決書の簡略化を行なうものとする。

(別紙)

訴状・口頭起訴調書様式例

第一号様式 訴状の表紙

第二号様式 口頭起訴調書の表紙

第三号様式 金銭請求一般

第四号様式 売買代金

第五号様式 飲食代金

第六号様式 貸 金

第七号様式 約束手形金

第八号様式 小切手金

第九号様式 交通事故による損害賠償金

第十号様式 口頭起訴調書奥書

(省略)

付録

一 訴状記載例

二 証人等目録記載例

三 書面尋問書式例

四 簡略判決書例

五 簡易裁判所の訴訟手続に関する特則実施記録例

(省略)